

第百五十回国会 衆議院 厚生委員会 議 録 第三号

平成十二年十月十七日(火曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 遠藤 武彦君
理事 鴨下 一郎君 理事 坂井 隆憲君
理事 鈴木 俊一君 理事 山口 俊一君
理事 榎屋 敬悟君
岩崎 忠夫君 岩屋 毅君
木村 義雄君 熊代 昭彦君
田村 憲久君 竹下 亘君
西川 京子君 堀之内久男君
三ッ林隆志君 宮澤 洋一君
吉川 貴盛君 吉田 幸弘君
吉野 正芳君 江田 康幸君
福島 豊君 上川 陽子君
小池百合子君

厚生大臣 津島 雄二君
厚生政務次官 福島 豊君
厚生委員会専門員 宮武 太郎君

本日の会議に付した案件

健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出
出第一号)
医療法等の一部を改正する法律案(内閣提出第
二号)

○遠藤委員長

これより会議を開きます。
開会に先立ち、民主党・無所属クラブ、自由党、
日本共産党及び社会民主党・市民連合各所属委員
に事務局をして出席を要請いたしましたが、出
席が得られません。
理事をして再度出席を要請いたさせます。
速記をとめてください。

(速記中止)

○遠藤委員長

速記を起こしてください。
理事をして再度出席を要請いたさせましたが、
民主党・無所属クラブ、自由党、日本共産党及び
社会民主党・市民連合各所属委員の出席が得られ
ません。やむを得ず議事を進めます。
内閣提出、健康保険法等の一部を改正する法律
案及び医療法等の一部を改正する法律案の両案を
議題とし、順次趣旨の説明を聴取いたします。津
島厚生大臣。

健康保険法等の一部を改正する法律案

医療法等の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○津島國務大臣

ただいま議題となりました健康
保険法等の一部を改正する法律案及び医療法等の
一部を改正する法律案につきまして、その提案の
理由及び内容の概要を御説明申し上げます。
まず、健康保険法等の一部を改正する法律案に
ついて申し上げます。

今後の急速な高齢化等による医療費の増加を考
えますと、良質な医療の確保とともに医療の効率
化は避けて通れない課題であります。このため、
国民各層の御理解と御協力を得つつ、抜本改革を
着実に進めていくことが必要であります。

このため、医療保険制度及び老人保健制度の安
定的運営を目指し、給付と負担の見直し等の所要
の措置を講ずるための健康保険法等の一部を改正
する法律案を第百四十七回国会に提出いたしまし
たが、衆議院の解散に伴い廃案となり、成立を見
るに至りませんでした。

しかしながら、今回の改正は、抜本改革に向け
た第一歩であり、一刻も早くその実現を図る必要
があることから、ここに再度この法律案を提案

し、御審議を願うこととした次第であります。
以下、この法律案の主な内容について御説明申
上げます。

第一は、健康保険法等の改正であります。

まず、高額療養費の見直しであります。高額療
養費における自己負担の限度額については、これ
までの患者負担が家計に与える影響に加えて、患
者が受けた医療サービスの費用も考慮して定める
こととしております。

次に、健康保険の保険料率の上限の見直しであ
ります。現在、医療保険料率と介護保険料率を合
算した率に適用されている保険料率の上限につい
て、医療保険料率のみに適用することとしており
ます。

このほか、健康保険組合の円滑な事業運営を図
るための所要の改正、傷病手当金の見直し、育児
休業期間中の事業主負担分の保険料の免除等の措
置を講ずることとしております。

また、船員保険法等についても、これに準じて
所要の改正を行うこととしております。

第二は、老人保健法の一部改正であります。

老人医療の一部負担金について、薬剤一部負担
金を廃止するとともに、定額の上限額を設け、過
度の負担増とならないよう配慮した上で、定率一
割負担制を導入することとしております。なお、
診療所については定額負担制も選択できることと
しております。

第三は、国民健康保険法の一部改正であります。

まず、高額療養費については、健康保険法と同
様の改正を行うほか、被保険者等が日本国外にあ
る場合についても、療養の給付等の対象に加える
こととしております。

また、病院または診療所への入院によって他の
市町村に転入した者については、転入前の市町村

の国民健康保険の被保険者とするとしており
ます。

最後に、この法律の施行期日は、一部の事項を
除き、平成十三年一月一日としております。

なお、健康保険法等の薬剤一部負担金につい
ては、平成十四年度までに、薬剤一部負担金を廃止
するために必要な財源措置について検討を行った
上で、廃止するものとしております。

また、医療保険制度の改革については、平成十
二年度の改正に引き続き、この法律の施行後にお
ける医療費の動向、医療保険の財政状況、社会経
済情勢の変化等を勘案し、抜本的な改革を行うた
めに検討を行い、その結果に基づいて所要の措置
を講ずるものとしております。

次に、医療法等の一部を改正する法律案につ
いて申し上げます。

高齢化に伴う疾病構造の変化や医療の高度化、
さらに医療についての情報提供のあり方など、医
療を取り巻く環境は今大きく変化しようとしてい
ます。こうした状況の変化を踏まえ、今後とも良
質な医療を効率的に提供することができるよう、
入院医療の提供体制を見直すとともに、医療にお
ける情報提供の推進、さらに医療従事者の資質の
向上を図るための医療法等の一部を改正する法律
案を第百四十七回国会に提出しましたが、衆議院
の解散に伴い廃案となり、成立を見るに至りませ
んでした。

しかしながら、今回の改正は、抜本改革に向け
た第一歩であり、一刻も早くその実現を図る必要
があることから、ここに再度この法律案を提案
し、御審議を願うこととした次第であります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申
上げます。

第一に、入院医療の提供体制の見直しでありま

これまでは、精神病床、感染症病床及び結核病床以外の病床は、すべてその他の病床として取り扱われておりましたが、これを長期療養のための療養病床と看護婦の配置を丰厚くした一般病床とに区分し、それぞれの機能にふさわしい基準を定めることとしております。また、人員の配置が基準に照らして著しく不十分であるため適正な医療の提供に著しい支障が生じる場合には、人員の増員または業務の停止を命ずることができることとしております。

第二に、医療における情報提供の推進であります。

医療等に関する広告規制を緩和し、診療録などの情報を提供することができる旨などを広告事項として追加することとしております。

第三に、医療従事者の資質の向上であります。

医師及び歯科医師に対する臨床研修につきましては、現在、努力義務とされていますが、診療に従事しようとする場合、医師については二年以上、歯科医師については一年以上の臨床研修を必修化することとし、病院または診療所の管理者は臨床研修を修了した者とするなどを規定することとしております。

最後に、この法律の施行期日は、公布の日から

六月以内の政令で定める日としておりますが、医師の臨床研修の必修化に関する規定については平成十六年四月一日から、歯科医師の臨床研修の必修化に関する規定については平成十八年四月一日から施行することとしております。

以上が、健康保険法等の一部を改正する法律案及び医療法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○遠藤委員長　以上で両案の趣旨の説明は終わりました。

次回は、明十八日水曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員會を開會し、二法案に係る質疑を行うこととし、本日は、これにて散會いたします。

午前十時十四分散會

健康保険法等の一部を改正する法律案

健康保険法等の一部を改正する法律

（健康保険法の一部改正）

第一条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の

一部を次のように改正する。

第三条第一項の表を次のように改める。

等 級	標準報酬額		報酬額	
	月 額	日 額	報 酬	月 額
第一級	九八、〇〇〇円	三、二七〇円	一〇一、〇〇〇円未満	一〇七、〇〇〇円未満
第二級	一〇四、〇〇〇円	三、四七〇円	一〇一、〇〇〇円以上	一〇七、〇〇〇円未満
第三級	一一〇、〇〇〇円	三、六七〇円	一〇七、〇〇〇円以上	一一四、〇〇〇円未満
第四級	一一八、〇〇〇円	三、九三〇円	一一四、〇〇〇円以上	一二二、〇〇〇円未満
第五級	一二六、〇〇〇円	四、二〇〇円	一二二、〇〇〇円以上	一三〇、〇〇〇円未満
第六級	一三四、〇〇〇円	四、四七〇円	一三〇、〇〇〇円以上	一三八、〇〇〇円未満
第七級	一四二、〇〇〇円	四、七三〇円	一三八、〇〇〇円以上	一四六、〇〇〇円未満
第八級	一五〇、〇〇〇円	五、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上	一五五、〇〇〇円未満

第九級	一六〇、〇〇〇円	五、三三〇円	一五五、〇〇〇円以上	一六五、〇〇〇円未満
第一〇級	一七〇、〇〇〇円	五、六七〇円	一六五、〇〇〇円以上	一七五、〇〇〇円未満
第一一級	一八〇、〇〇〇円	六、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円未満
第一二級	一九〇、〇〇〇円	六、三三〇円	一八五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満
第一三級	二〇〇、〇〇〇円	六、六七〇円	一九五、〇〇〇円以上	二一〇、〇〇〇円未満
第一四級	二二〇、〇〇〇円	七、三三〇円	二一〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円未満
第一五級	二四〇、〇〇〇円	八、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上	二五〇、〇〇〇円未満
第一六級	二六〇、〇〇〇円	八、六七〇円	二五〇、〇〇〇円以上	二七〇、〇〇〇円未満
第一七級	二八〇、〇〇〇円	九、三三〇円	二七〇、〇〇〇円以上	二九〇、〇〇〇円未満
第一八級	三〇〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上	三一〇、〇〇〇円未満
第一九級	三二〇、〇〇〇円	一〇、六七〇円	三一〇、〇〇〇円以上	三三〇、〇〇〇円未満
第二〇級	三四〇、〇〇〇円	一一、三三〇円	三三〇、〇〇〇円以上	三五〇、〇〇〇円未満
第二一級	三六〇、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上	三七〇、〇〇〇円未満
第二二級	三八〇、〇〇〇円	一二、六七〇円	三七〇、〇〇〇円以上	三九五、〇〇〇円未満
第二三級	四一〇、〇〇〇円	一三、六七〇円	三九五、〇〇〇円以上	四二五、〇〇〇円未満
第二四級	四四〇、〇〇〇円	一四、六七〇円	四二五、〇〇〇円以上	四五五、〇〇〇円未満
第二五級	四七〇、〇〇〇円	一五、六七〇円	四五五、〇〇〇円以上	四八五、〇〇〇円未満
第二六級	五〇〇、〇〇〇円	一六、六七〇円	四八五、〇〇〇円以上	五一五、〇〇〇円未満
第二七級	五三〇、〇〇〇円	一七、六七〇円	五一五、〇〇〇円以上	五四五、〇〇〇円未満
第二八級	五六〇、〇〇〇円	一八、六七〇円	五四五、〇〇〇円以上	五七五、〇〇〇円未満
第二九級	五九〇、〇〇〇円	一九、六七〇円	五七五、〇〇〇円以上	六〇五、〇〇〇円未満
第三〇級	六二〇、〇〇〇円	二〇、六七〇円	六〇五、〇〇〇円以上	六三五、〇〇〇円未満
第三一級	六五〇、〇〇〇円	二一、六七〇円	六三五、〇〇〇円以上	六六五、〇〇〇円未満
第三二級	六八〇、〇〇〇円	二二、六七〇円	六六五、〇〇〇円以上	六九五、〇〇〇円未満
第三三級	七一〇、〇〇〇円	二三、六七〇円	六九五、〇〇〇円以上	

第三条第二項中「八月一日」を七月一日に「十月一日」を九月一日に、「九月三十日」を「八月三十一日」に改め、同条第三項中「九月三十日」を「八月三十一日」に、「七月一日」を六月一日に改め、同条第五項中「九月三十日」を「八月三十一日」に、「八月」を「七月」に改め、同条第

六項中七月一日ヨリ八月一日を六月一日ヨリ七月一日に、「八月ヨリ十月」を七月ヨリ九月に改め、同条第十項ただし書中「十月三十一日」を「九月三十日」に改める。

に改める。

第三十八条の次に次の一条を加える。

第三十八条ノ二 健康保険事業ノ収支ノ均衡セザル健康保険組合ニシテ政令ヲ以テ定ムル要件ニ該当スルモノトシテ厚生大臣ノ指定ヲ受ケタルモノ(以下指定健康保険組合ト称ス)ハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ財政ノ健全化ニ関スル計画(以下健全化計画ト称ス)ヲ定メ厚生大臣ノ承認ヲ受クベシ之ヲ変更セントスルトキ亦同ジ

前項ノ承認ヲ受ケタル指定健康保険組合ハ当該承認ニ係ル健全化計画ニ従ヒ其ノ事業ヲ行フベシ

厚生大臣ハ第一項ノ承認ヲ受ケタル指定健康保険組合ノ事業及財産ノ状況ニ依リ其ノ健全化計画ヲ変更スル必要アリト認ムルトキハ当該指定健康保険組合ニ対シ期限ヲ定メテ当該健全化計画ノ変更ヲ求ムルコトヲ得

第三十九条中「組合ノ事業」を「前条第二項ノ規定ニ違反シタル指定健康保険組合、同条第三項ノ求メニ応ゼザル指定健康保険組合其ノ他政令ヲ以テ定ムル指定健康保険組合ノ事業」に改める。

第五十八条に次の三項を加える。

傷病手当金ノ支給ヲ受クベキ者(第二十條ノ規定ニ依ル被保険者又ハ第五十五條ノ二第一項ノ規定ニ依リ受クベキ者ニシテ政令ヲ以テ定ムル要件ニ該当スルモノニ限ル)ガ国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)又ハ農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)ニ基ク老齢又ハ退職ヲ支給事由トスル年金タル給付其ノ他ノ老齢又ハ退職ヲ支給事由トスル年金タル給付ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノ(以下老齢退職年金給付ト称ス)ノ支給ヲ受クルコトヲ得ベキトキハ傷病手当金ハ之ヲ支給セズ但シ其ノ受クルコトヲ得ベキ老齢退職年金給付ノ額(当該老

齢退職年金給付ニ以上アルトキハ当該二以上ノ老齢退職年金給付ノ額ノ合算額)ニ付厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ算定シタル額ガ傷病手当金ノ額ヨリ小ナルトキハ其ノ差額ヲ支給ス

保険者ハ前三項ノ規定ニ依リ傷病手当金ノ支給ヲ行フニ付必要アリト認ムルトキハ老齢退職年金給付ノ支払ヲ為ス者(以下年金保険者ト称ス)ニ対シ第二項ノ障害厚生年金若ハ障害基礎年金、第三項ノ障害手当金又ハ前項ノ老齢退職年金給付ノ支給状況ニ付必要ナル資料ノ提供ヲ求ムルコトヲ得

年金保険者(社会保険庁長官ヲ除ク)ハ前項ノ規定ニ依ル資料ノ提供ノ事務ヲ社会保険庁長官ノ同意ヲ得テ社会保険庁長官ニ委託シテ行ハシムルコトヲ得

第五十九条ノ四ノ二第二項中「影響の下に」及「療養ニ要シタル費用ノ額」を加える。

第六十九条の六第二項中「十月一日」を「九月一日」に改める。

第六十九条の三十一の表第五十四條第二項、第五十八條及び第五十九條の項中「第五十八條及び」を「第五十八條第一項から第三項まで及び第五項並びに」に改める。

第七十一条ノ三「第七十五條ノ二及第七十六條」を「次条及第七十五條」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第七十一条ノ三ノ二 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)其ノ他政令ヲ以テ定ムル法令ニ基ク育児休業ヲ其ノ使用セラルル事業所ニ於テ為シタル被保険者ニ付当該事業所ノ事業主ガ厚生省令ノ定ムル所ニ依リ保険者ニ申出ヲ為シタルトキハ申出アリタル日ノ属スル月以後当該育児休業ノ終了スル日ノ翌日ノ属スル月ノ前月迄ノ期間中当該被保険者ニ関スル保険料ヲ徴収セズ

第七十一条ノ四第六項中「一般保険料率ト介護保険料率トヲ合算シタル率(以下保険料率ト

称ス)ガ」を削り、「ニアルヨウ」を「ニ於テに改め、同条第八項中「其ノ保険料率ガ」を削り、「ニアルヨウ」を「ニ於テ」に改める。

第七十四條を削り、第七十五條を第七十四條とし、第七十五條ノ二中「保険料額」を「一般保険料額」に改め、同条を第七十五條とする。

第七十六條を削り、第七十七條を第七十六條とし、第七十八條を第七十七條とし、第七十九條を第七十八條とし、第七十九條ノ二を第七十九條とし、同条の次に次の一条を加える。

第七十九條ノ二 社会保険庁長官ハ納付義務者ヨリ預金又ハ貯金ノ払出及其ノ払出シタル金口座ノ存スル金融機関ニ委託シテ行ハシムルコトヲ希望スル旨ノ申出アリタルトキハ其ノ納付ガ確実ト認メラレ且其ノ申出ノ承認ガ保険料ノ徴収上有利ト認メラルトキニ限り其ノ申出ヲ承認スルコトヲ得

第七十九條ノ三第一項第一号中「被保険者ノ保険料率」を「被保険者ノ一般保険料率(第七十一条ノ四第六項ノ規定ニ依リ其ノ一般保険料率ガ変更セラレタル場合ニ於テハ其ノ変更後ノ一般保険料率トス本号ニ於テ之ニ同ジ)ト介護保険料率トヲ合算シタル率」に改め、「(第七十一条ノ四第六項ノ規定ニ依リ其ノ一般保険料率ガ変更セラレタル場合ニ於テハ其ノ変更後ノ一般保険料率)を削る。

第八十七條第四号中「第七十七條本文」を「第七十六條本文」に改める。

附則第三条第一項中「第七十九條ノ二」を「第七十九條」に改め、同条第二項中「第七十一条ノ三」を「並ニ第七十一条ノ三及第七十一条ノ三ノ二」に改め、同条に次の一項を加える。

第七十九條ノ二ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依リ特別保険料ニ付テ之ヲ準用ス

附則第四条第二項中「第七十八條第三項」を「第七十七條第三項」に改める。

附則第五条第一項中「第七十五條、第七十五條ノ二、第七十六條乃至第七十九條ノ二」を「第

七十四條乃至第七十九條」に改め、同条第四項中「第七十五條」を「第七十四條」に改める。

附則第六條中「第七十七條本文、第七十九條」を「第七十六條本文、第七十八條」に改める。

附則第八條第六項中「組合ノ事業」を「前条第二項ノ規定ニ違反シタル指定健康保険組合、同条第三項ノ求メニ応ゼザル指定健康保険組合其ノ他政令ヲ以テ定ムル指定健康保険組合ノ事業」に改め、同条第七項中「第七十二条、第七十五條」を「第七十一条ノ三ノ二、第七十二条、第七十四條」に、乃至第七十八條」を「及第七十七條」に改め、同条に次の二項を加える。

一般保険料率ト第四項ノ規定スル調整保険料率トヲ合算シタル率ノ変更ノ生ゼザル一般保険料率ノ決定ハ第七十一条ノ四第九項ノ規定ニ拘ラズ同項ノ認可ヲ受クルコトヲ要セズ

前項ノ規定ニ依リ決定ヲ為シタルトキハ当該変更後ノ一般保険料率ヲ厚生大臣ニ届出ヅベシ

附則第九条第四項中「十月三十一日」を「九月三十日」に改め、同条第六項中「第七十二条」を「第七十一条ノ三ノ二、第七十二条」に、「第七十七條、第七十九條第一項、第七十九條ノ二」を「第七十八條第一項、第七十九條」に改める。

附則第十二條中「昭和二十八年法律第二百四十五號」を削る。

附則第十三條第一項中「六十五歳未満」を削り、同条第二項中「トシ前項ノ規定ニ依リ特定被保険者ニ関スル保険料額」一般保険料額ト介護保険料額トノ合算額ト為シタル健康保険組合ニ付テハ同項中「介護保険第二号被保険者タル被保険者」トアルハ「介護保険第二号被保険者タル被保険者及附則第十三條第一項ノ規定ニ依リ其ノ保険料額」一般保険料額ト介護保険料額トノ合算額ト為サレタル同項ニ規定スル特定被保険者」を削り、同条に次の一項を加える。

第一項ノ規定ニ依リ特定被保険者ニ関スル保

除料額ヲ一般保険料額ト介護保険料額トノ合算額ト為シタル健康保険組合ノ第七十一条ノ第四十項ニ規定スル介護保険料率ノ算定ノ特例ニ関シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム附則第十四条第四項中「承認健康保険組合ニ対スル第七十一条ノ第四項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項中「一般保険料率ハ其ノ保険料率ガ」トアルハ「一般保険料率ハ」トアルヨウ」トアルハ「於テ」トシテ削り、「第七十五条」を「第七十四条」に改める。

(老人保健法の一部改正)

第二条 老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 削除」を削り、「第五節」を「第四節」に、「第六節」を「第五節」に、「第七節 研究開発の推進(第四十六条の八)」を「第六節 研究開発の推進(第四十六条の十)」と改める。

高額の医療費の支給(第四十六条の八・第四十六条研究開発の推進(第四十六条の十) 第四十六条の九)に改め、「第三章の二 削除」を削り、「第十七」に改め、「第三章の二 削除」を削り、「第三章の三」を「第三章の二」に改める。

第十二条中第五号の四を削り、第五号の五を第五号の四とし、第五号の六を第五号の五とし、同号の次に次の一号を加える。

五の六 高額医療費の支給

第十七条の四を削り、第十七条の五を第十七条の四とし、第十七条の六を第十七条の五とし、同条の次に次の一号を加える。

(高額医療費の支給)

第十七条の六 高額医療費は、第四十六条の八の規定により支給する給付とする。

第二十条中「及び移送費の支給を」、「移送費の支給及び高額医療費の支給」に改める。

第二十八条第一項中「(薬局を除く。以下この項、第六項及び第八項から第十一項までにおいて同じ。)」を削り、「次の各号の区分に従い、当該各号に規定する」を「当該医療につき第三十条第一項の医療に要する費用の額の算定に関する

基準により算定した額の百分の十に相当する」に改め、各号を削る。

第二十八条第二項から第五項までを次のように改める。

2 医療を受ける者が同一の月に同一の保険医療機関等に支払った前項の一部負担金の額(選定療養(食事療養を除く。))に係る第三十一条の三第二項第一号に規定する特定療養費算定額から当該選定療養に要した費用について特定療養費として支給される額に相当する額を控除した額を含む。)の合計額が政令で定める額に達するに至つたときは、前項の規定にかかわらず、同項の一部負担金は、その月のその後の期間については、支払うことを要しない。

3 医療を受ける者が同一の月にそれぞれ一の保険医療機関等について第十七条第一項第五号に掲げる給付(当該給付に伴う同項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる給付を含む。以下この条において「入院給付」という。)及びそれ以外の給付を受けた場合は、前項の規定の適用については、当該入院給付及びそれ以外の給付は、それぞれ別個の保険医療機関等について受けたものとみなす。

4 第二項の政令で定める額は、次に掲げる一部負担金の区分に応じて定めるものとする。

一 保険医療機関等(次号の病院を除く。)について第十七条第一項第一号から第四号までに掲げる給付(同項第五号に掲げる給付に伴うものを除く。以下「外来給付」という。)を受けた場合に支払う一部負担金

二 政令で定める数以上の病床を有する病院について外来給付を受けた場合に支払う一部負担金

三 入院給付を受けた場合に支払う一部負担金

5 第二十五条第三項第一号の診療所であつて厚生省令で定めるところにより都道府県知事に届け出たもの(以下「届出保険医療機関」という。))について外来給付を受ける際に支払う一部負担金の額は、前各項の規定にかかわらず、届出保険医療機関ごとに一日につき八百円(第二十八条の三第一項の規定により当該一部負担金の額が改定されたときは、直近の同項の規定による改定後の当該一部負担金の額)とする。

第二十八条第六項中「第十七条第一項第五号に掲げる給付」を「入院給付」に改め、「除く」の下に。次項において同じ)を加え、「保険医療機関等」を「届出保険医療機関」に、「第一項第一号」を「前項」に、「同号」を「同項」に、「において医療」を「において外来給付」に改める。

7 医療を受ける者が届出保険医療機関の保険医等から交付された処方せんにより薬局である保険医療機関等について薬剤の支給を受けるときその他政令で定める場合には、第一項の規定にかかわらず、同項の一部負担金は、支払うことを要しない。

第二十八条第八項及び第九項を削り、同条第十項中「保険医療機関等」を「届出保険医療機関」に、「第一項第一号」を「第五項」に、「同号」を「同項」に、「当該給付」を「当該外来給付」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9 届出保険医療機関は、医療を受ける者(入院給付を受ける者を除く。)から支払を受ける一部負担金について、第一項の一部負担金に係る算定方法によることとしようとするときは、厚生省令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

第二十八条第十一項中「第一項第一号、第六項及び前項を、第二項、第五項、第六項及び第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第二項」を「第五項」に改め、同項を同条第十三項中「第二項」を「第五項」に改め、同項を同条第十二項とする。

「第二十八条第五項の一部負担金」に改め、同条第一項中「前条第一項第一号」を「第二十八条第五項」に、「平成十年度」を「平成十三年度」に、「五百円」を「八百円」に、「第十七条第一項第一号から第四号までに掲げる給付」を「当該給付に伴う同項第六号に掲げる給付を含み、同項第五号に掲げる給付に伴うものを除く」を「外来給付(外来給付に伴う第十七条第一項第六号に掲げる給付を含む。))」に、「平成七年度」を「平成十年度」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前項」に、「これら」を「同項」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第二十八条の三とし、第二十八条の次に次の一条を加える。

第二十八条の二 前条第一項の規定により一部負担金を支払う場合においては、当該一部負担金の額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。

2 前項の規定は、前条第十二項の規定により一部負担金の減額又は免除が行われた場合における一部負担金の支払について準用する。

第二十九条に次の一項を加える。

4 前三項に規定するもののほか、保険医療機関等の医療に関する費用の請求に関して必要な事項は、政令で定める。

第三十一条の二 第十項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改める。

第三十一条の三 第二項第一号中「とする。ただし、」を「(届出保険医療機関について)」に、「第十七条第一項第一号から第五号までに掲げる給付」を「外来給付」に、「に係る特定療養費の額は、特定療養費算定額とする。」を「については、特定療養費算定額」に改め、同条第九項及び第十項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改め、同条に次の一項を加える。

11 第二十八条の二の規定は、第四項の場合において当該療養につき第二項の規定により算

定した費用の額(その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)から当該療養に要した費用について特定療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払について準用する。

第三十二条第一項第三号中「認めるとき」の下に「その他これに準ずる場合として政令で定めるとき」を加え、同条第四項及び第五項を削る。

第三章第四節の節名を削る。

第四十六条の五の二第四項中「第二十八条第一項第一号の一部負担金の額」を「第二十八条の規定による一部負担金の算定方法」に、「定める額」を「定める算定方法により算定した額」に改め、同条第十一項中「ほか」の下に「第四項の厚生大臣が定める算定方法の適用及び」を加え、「厚生省令」を「政令」に改める。

第三章中第五節を第四節とし、第六節を第五節とする。

第三章の二の章名を削る。

第四十六条の九から第四十六条の十七までを次のように改める。

第四十六条の十一から第四十六条の十七まで削除

第四十六条の八を第四十六条の十とする。

第三章第七節の前に次の一節を加える。

第六節 高額医療費の支給

(高額医療費の支給)

第四十六条の八、市町村長は、医療につき支払われた第二十八条に規定する一部負担金の額又は療養(食事療養を除く。以下この条において同じ。)に要した費用の額からその療養に要した費用につき特定療養費、医療費若しくは老人訪問看護療養費として支給される額に相当する額を控除した額が著しく高額であるときは、その医療又はその特定療養費、医療費若しくは老人訪問看護療養費の支給を受けた老人医療受給対象者に対し、高額医療費を支給する。

2 高額医療費の支給要件、支給額その他高額医療費の支給に關して必要な事項は、療養に必要な費用の家計に与える影響を考慮して、政令で定める。

(準用)

第四十六条の九 第三十四条から第四十六条まで及び第四十六条の五の七の規定は、高額医療費の支給について準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十三条の二中「第四十六条の五の八」の下に「及び第四十六条の九」を加える。

第八十三条の四第一項中「第二十八条第七項から第九項まで、第十二項及び第十三項を、第二十八条第十一項及び第十二項に、第二項、第四項及び第五項を、及び第二項に、及び第四十六条の七を、第四十六条の七及び第四十六条の九」に改め、「第四十六条の六」の下に「第四十六条の八第一項を加え、同条第二項中「第二十七条第一項及び第二項」の下に、第二十八條第五項及び第九項を、「第四十六条の七」の下に「及び第四十六条の九」を加える。

第三章の三を第三章の二とする。

(国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成七年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

附則第七條第三項中「平成十二年度までの」で「平成十三年の四月一日」に改める。

附則第九條中「附則第十三項」を「附則第十二項」に、「附則第十四項」を「附則第十三項」に、「附則第十五項及び第十六項」を「附則第十四項及び第十五項」に改める。

(船員保険法の一部改正)
第四条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)

の一部を次のように改正する。
第四条第一項の表を次のように改める。

標	等	準		報		報		月	
		月	額	日	額	報	酬	月	額
第一級	九八、〇〇〇円	三、二七〇円	一〇一、〇〇〇円未満	一〇一、〇〇〇円以上	一〇七、〇〇〇円未満	一〇一、〇〇〇円以上	一〇七、〇〇〇円未満	一〇一、〇〇〇円以上	一〇七、〇〇〇円未満
第二級	一〇四、〇〇〇円	三、四七〇円	一〇七、〇〇〇円以上	一一四、〇〇〇円未満	一二二、〇〇〇円未満	一二二、〇〇〇円以上	一二二、〇〇〇円未満	一二二、〇〇〇円以上	一二二、〇〇〇円未満
第三級	一一〇、〇〇〇円	三、六七〇円	一二二、〇〇〇円以上	一三〇、〇〇〇円未満	一三八、〇〇〇円未満	一三八、〇〇〇円以上	一四六、〇〇〇円未満	一四六、〇〇〇円以上	一五五、〇〇〇円未満
第四級	一一八、〇〇〇円	三、九三〇円	一三〇、〇〇〇円以上	一三八、〇〇〇円以上	一四六、〇〇〇円以上	一五五、〇〇〇円以上	一六五、〇〇〇円以上	一七五、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円以上
第五級	一二六、〇〇〇円	四、二〇〇円	一三八、〇〇〇円以上	一四六、〇〇〇円以上	一五五、〇〇〇円以上	一六五、〇〇〇円以上	一七五、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円以上
第六級	一三四、〇〇〇円	四、四七〇円	一九五、〇〇〇円以上	二〇五、〇〇〇円以上	二一五、〇〇〇円以上	二二五、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上
第七級	一四二、〇〇〇円	四、七三〇円	二〇五、〇〇〇円以上	二一五、〇〇〇円以上	二二五、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上
第八級	一五〇、〇〇〇円	五、〇〇〇円	二二五、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上
第九級	一六〇、〇〇〇円	五、三三〇円	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上
第一〇級	一七〇、〇〇〇円	五、六七〇円	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上
第一級	一八〇、〇〇〇円	六、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上
第二級	一九〇、〇〇〇円	六、三三〇円	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上
第三級	二〇〇、〇〇〇円	六、六七〇円	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上
第四級	二二〇、〇〇〇円	七、三三〇円	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上
第五級	二四〇、〇〇〇円	八、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上
第六級	二六〇、〇〇〇円	八、六七〇円	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上
第七級	二八〇、〇〇〇円	九、三三〇円	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上
第八級	三〇〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上
第九級	三二〇、〇〇〇円	一〇、六七〇円	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上
第一〇級	三四〇、〇〇〇円	一一、三三〇円	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上
第二級	三六〇、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上
第三級	三八〇、〇〇〇円	一二、六七〇円	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上
第四級	四〇〇、〇〇〇円	一三、六七〇円	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上
第五級	四四〇、〇〇〇円	一四、六七〇円	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上
第六級	四七〇、〇〇〇円	一五、六七〇円	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円以上

第二六級	五〇〇、〇〇〇円	一六、六七〇円	四八五、〇〇〇円以上	五一五、〇〇〇円未満
第二七級	五三〇、〇〇〇円	一七、六七〇円	五一五、〇〇〇円以上	五四五、〇〇〇円未満
第二八級	五六〇、〇〇〇円	一八、六七〇円	五四五、〇〇〇円以上	五七五、〇〇〇円未満
第二九級	五九〇、〇〇〇円	一九、六七〇円	五七五、〇〇〇円以上	六〇五、〇〇〇円未満
第三〇級	六二〇、〇〇〇円	二〇、六七〇円	六〇五、〇〇〇円以上	六三五、〇〇〇円未満
第三一級	六五〇、〇〇〇円	二一、六七〇円	六三五、〇〇〇円以上	六六五、〇〇〇円未満
第三二級	六八〇、〇〇〇円	二二、六七〇円	六六五、〇〇〇円以上	六九五、〇〇〇円未満
第三三級	七一〇、〇〇〇円	二三、六七〇円	六九五、〇〇〇円以上	

第四條第六項ただし書中「十月三十一日」を「九月三十日」に改める。

第十五條第一項中「国家公務員共済組合法」の下に「昭和三十三年法律第百二十八号」を、「地方公務員等共済組合法」の下に「昭和三十三年法律第百五十二号」を加える。

第二十九條第二項各号中「次項」を「第四項」に改める。

第三十條ノ二に次の二項を加える。

職務外ノ事由ニ依ル傷病手当金(第十九條ノ三ノ規定ニ依ル被保険者及被保険者タリシ者ガ受クルモノニ限ル)ハ国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法昭和二十八年法律第百四十五号)又ハ農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)ニ基ク老齡又ハ退職ヲ支給事由トスル年金タル給付其ノ他ノ老齡又ハ退職ヲ支給事由トスル年金タル給付ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノ(以下老齡退職年金給付ト称ス)ガ支給セラルトキハ之ヲ支給セズ但シ当該老齡退職年金給付ノ額(当該老齡退職年金給付ニ以上アルトキハ該二以上ノ老齡退職年金給付ノ額ノ合算額)ニ付厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ算定シタル額ガ当該傷病手当金ノ額ヨリ小ナルトキハ其ノ差額ヲ支給ス
社会保険庁長官ハ前項ノ規定ニ依リ傷病手当金ノ支給ヲ行フニ付必要アリト認ムルトキハ

老齡退職年金給付ノ支払ヲ為ス者(社会保険庁長官ヲ除ク)ニ対シ同項ノ老齡退職年金給付ノ支給状況ニ付必要ナル資料ノ提供ヲ求ムルコトヲ得

第三十一條ノ六第二項中「影響」の下に「及療養ニ要シタル費用ノ額」を加える。

第五十九條第九項中「疾病調整率(千分ノ二十九カラ介護保険料率ヲ減シタル率ヲ謂フ)を「千分ノ二十九」に改める。

第五十九條ノ三の次に次の一条を加える。

第五十九條ノ四 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)其ノ他政令ヲ以テ定ムル法令ニ基ク育児休業ヲ為シタル被保険者(第十九條ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ヲ除ク)ニ付船舶所有者ガ命令ノ定ムル所ニ依リ社会保険庁長官ニ申出ラシタルトキハ申出アリタル日ノ属スル月以後当該育児休業ノ終了スル日ノ翌日ノ属スル月ノ前月迄ノ期間中該被保険者ニ関スル保険料ヲ徴収セズ

第六十條ノ二を削る。

第六十一條の次に次の一条を加える。

第六十一條ノ二 社会保険庁長官ハ納付義務者ヨリ預金又ハ貯金ノ払出及其ノ払出シタル金銭ニ依ル保険料ノ納付ヲ其ノ預金口座又ハ貯金口座ノ存スル金融機関ニ委託シテ行ハシムルコトヲ希望スル旨ノ申出アリタルトキハ其

ノ納付ガ確実ト認メラレ且其ノ申出ノ承認ガ保険料ノ徴収上有利ト認メラルトキニ限り其ノ申出ヲ承認スルコトヲ得
(国民健康保険法の一部改正)

第五條 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第五十七條の二第二項中「影響」の下に「及治療ニ要シタル費用ノ額」を加える。

第五十九條中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第七十條第三項第二号ロ中「第五十六條第三項」を「第五十六條第二項」に改める。

第百十三條の次に次の一条を加える。

第百十三條の二 市町村は、被保険者の資格、保険給付及び保険料に関し必要があると認めるときは、被保険者又は被保険者の属する世帯の世帯主の資産又は収入の状況につき、郵便局その他の官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係者に報告を求めることができる。

第百十六條の二の見出し中「介護保険施設等に入所又は入院」を「病院等に入院又は入所」に改め、同条第一項を次のように改める。

病院、診療所若しくは介護保険施設(第七條第十九項に規定する介護保険施設に入院若しくは入所をしたことにより、又は次の各号に掲げる施設に入所(当該各号に掲げる施設の区分に応じそれぞれ当該各号に定める措置がとられた場合に限る。以下この項において「措置入所」という。)をしたことにより、当該病院、診療所若しくは介護保険施設又は当該各号に掲げる施設(以下この条において「病院等」という。)の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該病院等に入院若しくは入所又は措置入所(以下この条において「入院等」という。)をした際他

の市町村(当該病院等が所在する市町村以外の市町村をいう。)の区域内に住所を有していたと認められるものは、第五條の規定にかかわらず、当該他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。ただし、二以上の病院等に継続して入院等をしていられる被保険者であつて、現に入院等をしていられる病院等(以下この条において「現入院病院等」という。)に入院等をする直前に入院等をしていられる病院等(以下この項において「直前入院病院等」という。)及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等及び現入院病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの(次項において「特定継続入院等被保険者」という。)については、この限りでない。

一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七條に規定する児童福祉施設 同法第二十七條第一項第三号又は同法第二十七條の二の規定による入所措置

二 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第百八十三号)第五條第一項に規定する身体障害者更生援護施設 同法第十八條第四項第三号の規定による入所措置

三 知的障害者福祉法(昭和三十三年法律第三十七号)第五條に規定する知的障害者援護施設又は心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第四十四号)第十七條第一項第一号の規定により心身障害者福祉協会の設置する福祉施設 知的障害者福祉法第十六條第一項第二号の規定による入所措置

四 老人福祉法(昭和三十三年法律第百三十三号)第二十條の四又は第二十條の五に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム 同法第十一條第一項第一号又は同項第二号の規定による入所措置

第百十六條の二第二項中「特定継続入院等被保険者」を「特定継続入院等被保険者」に改め、同項第一号中「継続して入所又は措置入所等」を

「継続して入院等」に、「介護保険施設等のそれぞれに入院又は措置入所等」を「病院等のそれぞれに入院等」に、「それぞれの介護保険施設等」を「それぞれの病院等」に、「介護保険施設等のうち最初の介護保険施設等に入院又は措置入所等」を「病院等のうち最初の病院等に入院等」に、「現入所施設等」を「現入院病院等」に改め、同項第二号中「継続して入院又は措置入所等」を「継続して入院等」に、「介護保険施設等のうち一の介護保険施設等」を「病院等のうち一の病院等」に、「介護保険施設等に入院又は措置入所等」を「病院等に入院等」に、「継続入所等」を「継続入院等」に、「当該一の介護保険施設等」を「当該一の病院等」に、「当該他の介護保険施設等」を「当該他の病院等」に、「継続入所等の」を「継続入院等の」に、「現入所施設等」を「現入院病院等」に改め、同条第三項中「入院又は措置入所等」を「入院等」に、「介護保険施設等」を「病院等に改める。

附則第十二項中「平成十二年度までの」だけ早い時期に、医療保険制度等について抜本的な改革を行うための検討を行いその結果に基づいて必要な措置を講ずる」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第三号）附則第三条に規定する所要の措置が講ぜられる」に改める。

（介護保険法の一部改正）

第六条 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第二百二条第一項、第二百三条及び第二百四條第三項中「世帯主」の下に「その他その世帯に属する者」を加える。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中健康保険法第五十八條に三項を加える改正規定、同法第六十九條の三十一の改

正規定及び同法附則第十二條の改正規定、第四條中船員保険法第三十條ノ二に二項を加える改正規定、附則第十九條中国家公務員共済組合法第六十六條の改正規定及び同法第七十四條第二項の改正規定、附則第二十一條中地方公務員等共済組合法第六十八條の改正規定及び同法第七十六條第二項の改正規定並びに附則第二十三條中私立学校教職員共済法第二十五條の改正規定 平成十三年四月一日

二 第一条中健康保険法第三條第二項、第三項、第五項、第六項及び第十項の改正規定、同法第三條ノ二第一項の改正規定、同法第六十九條の六第二項の改正規定並びに同法附則第九條第四項の改正規定（十月三十一日）を「九月三十日」に改める部分に限る。、第四條中船員保険法第四條第六項の改正規定並びに附則第五條の規定 平成十五年四月一日

（薬剤一部負担金の廃止）

第二条 健康保険法第四十三條ノ八第二項に規定する一部負担金、船員保険法第二十八條ノ三第二項に規定する一部負担金及び国民健康保険法第四十二條第二項に規定する一部負担金（以下「薬剤一部負担金」という。）については、平成十四年度までに、この法律の施行後における薬剤費を含む医療費の動向、医療保険の財政状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、薬剤一部負担金を廃止するために必要な財源措置に関し検討を行い、その結果に基づいて廃止するものとする。

（医療保険制度等の抜本改革）

第三条 医療保険制度等については、平成十二年度に講ぜられる措置に引き続き、この法律の施行後における医療費の動向、医療保険の財政状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、抜本的な改革を行うための検討を行い、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

（健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 平成十三年一月一日前に健康保険の被保険者（日雇特別被保険者を除く。以下この項に

おいて同じ。）の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者（健康保険法第二十條の規定による被保険者の資格を有する者、同法附則第九條第一項に規定する特例退職被保険者の資格を有する者及び同月から標準報酬を改定されるべき者を除く。）のうち、平成十二年十二月の標準報酬月額が九万二千円であるものの標準報酬額は、当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額を第一条の規定による改正後の健康保険法（以下「新健保法」という。）第三條第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、被保険者が改定する。

2 前項の規定により改定された標準報酬額は、平成十三年一月一日から同年九月三十日までの標準報酬とする。

第五条 平成十五年四月一日前に第一条の規定による改正前の健康保険法（以下「旧健保法」という。）第三條第二項から第四項までの規定により決定され、又は改定された同年三月三十一日における標準報酬額は、同年八月三十一日までの標準報酬とする。

第六条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る健康保険法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

第七条 平成十三年一月一日前に、旧健保法第七十六條の規定に基づく申出をした者であつて、同月末日以後に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）その他政令で定める法令に基づく育児休業が終了したものについては、同月一日に、新健保法第七十一條ノ三ノ二（新健保法附則第八條第七項において準用する）（新健保法附則第八條第七項において準用する）場合を含む。）の規定に基づく申出があつたものとみなして、同月以後の期間のその者に係る保険料、新健保法附則第三條第一項に規定する特別保険料及び新健保法附則第八條第三項に規定する調整保険料について、新健保法第七十一條ノ三ノ二（新健保法附則第八條第七項において

て準用する場合を含む。）及び附則第三條第二項の規定を適用する。

第八条 健康保険の被保険者は、健康保険法第七十一條ノ四第十項及び附則第十四條第二項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、平成十二年度から平成十四年度までの各年度における当該被保険者の介護保険料額の総額又は特別介護保険料額の総額の合計額と当該被保険者が介護保険法の規定により納付すべき納付金（日雇特別被保険者に係るものを除く。）の額（政府の管掌する健康保険において、その額から健康保険法第七十條ノ三第二項の規定による国庫補助額を控除した額）の合計額とが等しくなるように介護保険料率又は特別介護保険料額の算定方法を定めることができる。

（老人保健法の一部改正に伴う経過措置）

第九条 施行日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る老人保健法の規定による医療費の額については、なお従前の例による。

（船員保険法の一部改正に伴う経過措置）

第十条 平成十三年一月一日前に船員保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者（船員保険法第十九條ノ三の規定による被保険者の資格を有する者を除く。）のうち、平成十二年十二月の標準報酬月額が九万二千円である者については、平成十三年一月からその標準報酬額を改定する。

第十一条 施行日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る船員保険法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

第十二条 平成十三年一月一日前に第四條の規定による改正前の船員保険法第六十條ノ二の規定に基づく申出をした者であつて、同月末日以後に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律その他政令で定める法令に基づく育児休業が終了したものについては、同月一日に、第四條の規定による改正後の船員保険法第五十九條ノ四の規定に基づく申出があつたものとみなして、同月以後の期間の

その者に係る船員保険の保険料について、同条の規定を適用する。

第十三条 社会保険庁長官は、船員保険法第五十九条ノ二第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、平成十二年度から平成十四年度までの各年度における船員保険を管掌する政府の介護保険料額の総額の合計額と政府が介護保険法の規定により納付すべき納付金の額の合計額とが等しくなるように介護保険料率を定めることができる。

(国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 施行日前に行われた療養に係る国民健康保険法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

第十五条 施行日前に行われた療養に係る国民健康保険法第五十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

第十六条 第五条の規定による改正後の国民健康保険法第十六条の二第一項及び第二項の規定は、病院又は診療所(以下この条において、病院等)という。)に入院したため施行日以後に一の市町村又は特別区(以下この条において単に「市町村」という。)の区域内に住所を有するに至った被保険者であつて、当該病院等に入院した際現に他の市町村の区域内に住所を有していたと認められるものについて、適用する。

(老人医療受給対象者に対する臨時老人薬剤費特別給付金の支給に関する法律の廃止)

第十七条 老人医療受給対象者に対する臨時老人薬剤費特別給付金の支給に関する法律(平成十二年法律第百十五号)は、廃止する。

(老人医療受給対象者に対する臨時老人薬剤費特別給付金の支給に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第十八条 施行日前に行われた薬剤の支給に係る前条の規定による廃止前の老人医療受給対象者に対する臨時老人薬剤費特別給付金の支給に関する法律第一項の規定による臨時老人薬剤費特別給付金の支給については、なお従前の例によ

る。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第十九条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第六十条の二第二項中「影響」の下に「及び療養に要した費用の額」を加える。

第六十六条中第七項を第十項とし、第六項を第九項とし、第五項の次に次の三項を加える。

6 第三項の傷病手当金(政令で定める要件に該当する者に支給するものに限る。)は、この法律、地方公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百五十二号)、私立学校教職員共済法、農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)、厚生年金保険法又は国民年金法による退職又は老齢を給付事由とする年金である給付その他の退職又は老齢を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるもの(以下この項及び次項において「退職老齢年金給付」という。)の支給を受けることができるときは、支給しない。ただし、その支給を受けることができる退職老齢年金給付の額(当該退職老齢年金給付が二以上あるときは、当該二以上の退職老齢年金給付の額を合算した額)を基準として財務省令で定めるところにより算定した額が、当該傷病手当金の額より少ないときは、当該傷病手当金の額から当該財務省令で定めるところにより算定した額を控除した額を支給する。

7 組合は、前三項の規定による傷病手当金に関する処分に関し必要があると認めるときは、第四項の障害共済年金若しくは障害基礎年金、第五項の障害一時金又は前項の退職老齢年金給付の支給状況につき、退職老齢年金給付の支払をする者(次項において「年金保険者」という。)に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

8 年金保険者(社会保険庁長官を除く。)は、社会保険庁長官の同意を得て、前項の規定による資料の提供の事務を社会保険庁長官に委託することができる。

第七十四条第二項中「(昭和三十七年法律第百五十二号)」を削る。

第二百二条第一項中「(長期給付に係るものに限る。)」を削る。

附則第十四条の二第一項中「六十五歳未満であり、かつ、」を削り、同条第二項中「六十五歳未満の」を削る。

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第二十條 施行日前に行われた診療、手当又は薬剤の支給に係る国家公務員共済組合法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第百二条の規定は、平成十三年一月以後の月分の国又は職員団体の負担すべき金額について適用し、同月前の月分の国又は職員団体の負担すべき金額については、なお従前の例による。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第二十一条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第六十二条の二第二項中「影響」の下に「及び療養に要した費用の額」を加える。

第六十八条中第六項を第八項とし、第五項の次に次の二項を加える。

6 第三項の傷病手当金(政令で定める要件に該当する者に支給するものに限る。)は、この法律、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)、私立学校教職員共済法、農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)、厚生年金保険法又は国民年金法による退職又は老齢を給付事由とする年金である給付その他の退職又は老齢を給付

事由とする年金である給付であつて政令で定めるもの(以下この項及び次項において「退職老齢年金給付」という。)の支給を受けることができるときは、支給しない。ただし、その支給を受けることができる退職老齢年金給付の額(当該退職老齢年金給付が二以上あるときは、当該二以上の退職老齢年金給付の額を合算した額)を基準として財務省令で定めるところにより算定した額が、当該傷病手当金の額より少ないときは、当該傷病手当金の額から当該総務省令で定めるところにより算定した額を控除した額を支給する。

7 組合は、前三項の規定による傷病手当金に関する処分に関し必要があると認めるときは、第四項の障害共済年金若しくは障害基礎年金、第五項の障害一時金又は前項の退職老齢年金給付の支給状況につき、退職老齢年金給付の支払をする者に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

第七十六条第二項中「(昭和三十三年法律第百二十八号)」を削る。

第二百六条第一項中「(長期給付に係るものに限る。)」を削る。

附則第三十一条の二第二項中「六十五歳未満の」を削る。

(地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第二十二条 施行日前に行われた診療、手当又は薬剤の支給に係る地方公務員等共済組合法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第百六条の規定は、平成十三年一月以後の月分の地方公共団体又は職員団体が負担すべき金額について適用し、同月前の月分の地方公共団体又は職員団体が負担すべき金額については、なお従前の例による。

8 年金保険者(社会保険庁長官を除く。)は、社会保険庁長官の同意を得て、前項の規定による資料の提供の事務を社会保険庁長官に委託することができる。

第七十四条第二項中「(昭和三十七年法律第百五十二号)」を削る。

第二百二条第一項中「(長期給付に係るものに限る。)」を削る。

附則第十四条の二第一項中「六十五歳未満であり、かつ、」を削り、同条第二項中「六十五歳未満の」を削る。

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第二十條 施行日前に行われた診療、手当又は薬剤の支給に係る国家公務員共済組合法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第百二条の規定は、平成十三年一月以後の月分の国又は職員団体の負担すべき金額について適用し、同月前の月分の国又は職員団体の負担すべき金額については、なお従前の例による。

(地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第二十一条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第六十二条の二第二項中「影響」の下に「及び療養に要した費用の額」を加える。

第六十八条中第六項を第八項とし、第五項の次に次の二項を加える。

6 第三項の傷病手当金(政令で定める要件に該当する者に支給するものに限る。)は、この法律、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)、私立学校教職員共済法、農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)、厚生年金保険法又は国民年金法による退職又は老齢を給付事由とする年金である給付その他の退職又は老齢を給付

(私立学校教職員共済法の一部改正)
第二十三条 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改

正する。
第二十五条の表第六十六條第四項の項の次に次のように加える。

第六十六條第六項	
地方公務員等共済組合法(昭和三十一年法律第五十二号)、私立学校教職員共済法	国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法(昭和三十一年法律第五十二号)
財務省令	文部科学省令

第二十五条の表第六十六條第七項の項中「第六十六條第七項」を「第六十六條第十項」に改め、同表第七十四條第二項の項及び第七十九條第四項の項中「昭和三十一年法律第五十二号」を削る。

第二十八條第三項中「(長期給付に係るものに限る。)」を削る。

第三十四條の二第五項中、「もの(長期給付に係るものに限る。)」とあるのは「もの」とを削る。

附則第三十四項中「六十五歳未満であり、かつ、」を削る。

附則第三十五項中「六十五歳未満の」を削る。
(私立学校教職員共済法の一部改正に伴う経過措置)

第二十四条 平成十三年一月一日前に私立学校教職員共済法第二十八條第二項の規定に基づく申出をした加入者であつて、同月末日以後に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号に規定する育児休業が終了するものを使用する学校法人等(私立学校教職員共済法第十四條第一項に規定する学校法人等をいう。に)に対する前条の規定による改正後の私立学校教職員共済法第二十八條第三項の規定の適用については、同月一日に同項の規定に基づく申出があつたものとみなす。

(地方自治法の一部改正)
第二十五条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第一類第七号 厚生委員会議録第三号 平成十二年十月十七日

当該各号に定める規定を改正する法律としての効力を有しないものと解してはならない。
一 社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(平成十二年法律第百一十一号)附則第四十條の規定 第五條の規定による改正後の国民健康保険法の規定 二 資金運用部資金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十九号)附則第二十二條の規定 附則第十九條の規定による改正後の国家公務員共済組合法の規定 三 資金運用部資金法等の一部を改正する法律附則第二十五條の規定 附則第二十一條の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の規定

規定
(その他の経過措置の政令への委任)
第二十九條 附則第四條から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理由

医療保険制度及び老人保健制度の安定的運営を図るため、高額療養費の支給に係る考慮事項の見直し、健康保険の保険料率の上限の見直し、老人に係る一部負担金における定率制の導入及び老人に係る薬剤一部負担金の廃止等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

医療法等の一部を改正する法律案

(医療法の一部改正)
第一条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第一条の五第一項中「患者二十人以上の収容施設」を「二十人以上の患者を入院させるための施設」に改め、同条第二項中「患者の収容施設」を「患者を入院させるための施設」に、「患者十九人以下の収容施設」を「十九人以下の患者を入院させるための施設」に改め、同条第三項を削る。

第二條第二項中「よく、婦を」を「よく、婦に、」に改める。
「収容施設」を「入所施設」に改める。
第四條第一項第四号中「の収容施設」を「入院させるための施設」に改め、同項第五号中「から第十三号まで及び第十五号から第十七号まで」を「から第八号まで及び第十号から第十二号まで」に改める。

第四條の二第一項第五号中「の収容施設」を「を入院させるための施設」に改め、同項第七号中「から第十三号まで及び第十五号から第十七号まで」を「から第八号まで及び第十号から第十二号まで」に改める。

第五條第二項中「その他の帳簿書類を提出させる」を「帳簿書類その他の物件の提出を命ずる」に改める。
第七條第一項中「第九條」を「から第九條まで」に改め、同条第二項中「療養型病床群を設けようとするとき、若しくは病床数、療養型病床群に係る病床数、病床の種類(病院の病床についての精神病床、感染症病床、結核病床及びその他の病床の区別をいう。以下同じ。)」を「病床数、次の各号に掲げる病床の種類(以下「病床の種類」という。に)に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 精神病床(病院の病床のうち、精神疾患を有する者を入院させるためのものをいう。以下同じ。)
- 二 感染症病床(病院の病床のうち、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六條第二項に規定する二類感染症及び同条第七項に規定する新感染症の患者を入院させるためのものをいう。以下同じ。)
- 三 結核病床(病院の病床のうち、結核の患者を入院させるためのものをいう。以下同じ。)
- 四 療養病床(病院又は診療所の病床のうち、

前三号に掲げる病床以外の病床であつて、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるためのものをいう。以下同じ。

五 一般病床(病院の病床のうち、前各号に掲げる病床以外のものをいう。以下同じ。)

第七条第三項中「療養型病床群」を「療養病床」に、「療養型病床群に係る」を「療養病床に係る」に改める。

第七条の二第二項中、「当該申請に係る病床の種別に応じ」を削り、「前条第二項に規定するその他の病床のみ」を「療養病床又は一般病床(以下この項において「療養病床等」という。のみに、「前条第二項に規定するその他の病床以外の病床」を「精神病床、感染症病床又は結核病床以下この項において「精神病床等」という。に、「同項に規定するその他の病床及び当該その他の病床以外の病床」を「療養病床等及び精神病床等」に、「場合は第三十条の三第二項第一号」を「場合は同号」に、「前条第二項に規定するその他の病床である」を「療養病床等である」に、「療養型病床群に係る病床」を「療養病床」に、「の数が、第三十条の三第四項」を「当該申請に係る病床の種別に応じた数(当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床の数が、同条第四項に、「必要病床数」を当該申請に係る病床の種別に応じた基準病床数(当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床に係る基準病床数)に改め、同条第二項中「療養型病床群」を「療養病床」に、「療養型病床群に係る病床数」を「療養病床の病床数」に、「前条第二項に規定するその他の病床(診療所の療養型病床群に係る病床を含む。)」を「療養病床及び一般病床」に、「必要病床数」を「療養病床及び一般病床に係る基準病床数」に改め、同条第四項中「収容定員数」を「入所定員数」に、「前条第二項に規定するその他の病床に係る既存」を「既存の療養病

床に改め、同条第六項中「療養型病床群」を「療養病床」に、「療養型病床群に係る」を「療養病床に係る」に改める。

第八条の次に次の一条を加える。

第八条の二 病院、診療所又は助産所の開設者は、正当の理由がないのに、その病院、診療所又は助産所を一年を超えて休止してはならない。ただし、前条の規定による届出をして開設した診療所又は助産所の開設者については、この限りでない。

2 病院、診療所又は助産所の開設者が、その病院、診療所又は助産所を休止したときは、十日以内に、都道府県知事に届け出なければならない。休止した病院、診療所又は助産所を再開したときも、同様とする。

第九条第一項中「休止し、又は」を削り、後段を削る。

第十三条中「収容しない」を「入院させることのない」に改め、同条ただし書中「療養型病床群に収容されている」を「療養病床に入院している」に改める。

第十四条中「よく、婦を収容して」を「よく婦を入所させて」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「収容すべき」を「入院させ、又は入所させるべき」に、「収容する」を「入所させる」に改める。

第十五条の二中「収容」を「入院若しくは入所」に改める。

第十七条中「収容」を「入院又は入所」に改める。

第二十一条第一項ただし書を削り、同項第一号中「療養型病床群を有しない病院にあつては」を「当該病院の有する病床の種別に応じ」に改め、同項中第一号の二及び第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十三号までを削り、第十四号を第九号とし、第十五号を第十号とし、同項第十六号中「療養型病床群」を「療養病床」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十七号を同項第十二号とし、同条第二項中「療

養型病床群」を「療養病床」に改め、第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、同条第三項を削る。

第二十二条中「第十四号」を「第九号」に改める。

第二十二条の二中、「第一号の二及び第十四号」を「及び第九号」に改める。

第二十三条の次に次の一条を加える。

第二十三条の二 都道府県知事は、病院又は療養病床を有する診療所について、その人員の配置が、第二十一条第一項(第一号に係る部分に限る。)又は第二項(第一号に係る部分に限る。)の規定に基づく厚生労働省令で定める基準に照らして著しく不十分であり、かつ、適正な医療の提供に著しい支障が生ずる場合として厚生労働省令で定める場合に該当するときは、その開設者に対し、期限を定めて、その人員の増員を命じ、又は期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

第二十四条第一項中「前条第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

第二十五条第四項中「及び第二項」を「から第四項まで」に改め「立入検査」を削り、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項又は第三項」に、「当該官吏又は吏員」を「当該職員」に、「呈示」を「提示」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「当該官吏」を「当該職員」に、「清潔保持」を「有する人員若しくは清潔保持」に、「その他の帳簿書類」を「帳簿書類その他の物件」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 厚生労働大臣は、特定機能病院の業務が法令若しくは法令に基づく処分に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときは、当該特定機能病院の開設者又は管理者に対し、診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提出を命ずることができる。

第二十五条第一項中「当該吏員」を「当該職員」に、「清潔保持」を「有する人員若しくは清潔保持」に、「その他の帳簿書類」を「帳簿書類その他の物件」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、病院、診療所若しくは助産所の業務が法令若しくは法令に基づく処分に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときは、当該病院、診療所又は助産所の開設者又は管理者に対し、診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提出を命ずることができる。

第二十六条第一項中「第二項」を「第三項」に、「当該官吏又は吏員」を「当該職員」に、「又は都道府県知事」を「都道府県知事に、「若しくは特別区の区長」を「又は特別区の区長」に、「官吏又は」を「厚生労働省」に、「若しくは特別区の職員」を「又は特別区の職員」に改める。

第二十七条中又はは収容施設を「患者を入院させるための施設」に、「若しくは」を「又は入所施設を有する」に改める。

第二十九条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 病院、診療所(第八条の届出をして開設したものを除く。又は助産所(同条の届出をして開設したものを除く。が、休止した後正当の理由がないのに、一年以上業務を再開しないとき。

第二十九条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、第七条第二項又は第三項の規定による許可を受けた後正当の理由がないのに、六月以上当該許可に係る業務を開始

しないときは、当該許可を取り消すことができる。

第二十九条の二中「及び前条第一項」を、並びに前条第一項及び第二項に改める。

第三十条中「行わないで」の下に「第二十三条の二」を加え、「若しくは第二項」を、若しくは第三項に改める。

第三十条の三第二項第一号中「及び第七条第二項に規定するその他の病床以外の病床」を、並びに精神病床、感染症病床及び結核病床に、「療養型病床群に係る病床」を「療養病床」に改め、同項第二号中「第七条第二項に規定するその他の病床」を「療養病床又は一般病床」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 療養病床及び一般病床に係る基準病床数、精神病床に係る基準病床数、感染症病床に係る基準病床数並びに結核病床に係る基準病床数に関する事項

第三十条の三第二項第四号中、「療養型病床群に係る病床の整備の目標」を削り、同条第四項中「設定」を「設定並びに」に、「必要病床数並びに同項第四号に規定する療養型病床群に係る病床の整備の目標に関する標準」を「基準病床数に関する標準（療養病床及び一般病床に係る基準病床数に関する標準にあつては、それぞれの病床の種別に応じ算定した数の合計数を基にした標準）」に改め、同条第五項から第七項までの規定中「必要病床数」を「基準病床数」に改める。

第三十条の七中「療養型病床群の」及び「療養型病床群に係る」を「療養病床の」に改める。

第六十三条第一項中「当該吏員」を「当該職員」に改め、同条第二項中「第二十五条第三項及び第四項」を「第二十五条第五項及び第六項」に改める。

第六十八条の二第一項中、「当該吏員」とあるのは「当該官吏若しくは吏員」とを削る。

第六十九条第一項中第八号を削り、第九号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 診療録その他の診療に関する諸記録に係

る情報を提供することができる旨

第六十九条第二項中「前項第十号及び第十一号」を「前項第九号から第十一号まで」に改める。

第七十一条第一項第五号中「収容施設」を「入所施設」に改め、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 助産録に係る情報を提供することができる旨

第七十一条第二項中「及び第七号」を「から第八号まで」に改める。

第七十一条の三第一項中「第五条第二項」の下に「第二十三条の二」を加え、「及び第二十五条第一項」を並びに第二十五条第一項及び第二項に改める。

第七十二条を次のように改める。

第七十二条 第五条第二項若しくは第二十五条第二項若しくは第四項の規定による診療録若しくは助産録の提出又は同条第一項若しくは第三項の規定による診療録若しくは助産録の検査に関する事務に従事した公務員又は公務員であつた者が、その職務の執行に関して知り得た医師、歯科医師若しくは助産婦の業務上の秘密又は個人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

二 職務上前項の秘密を知り得た他の公務員又は公務員であつた者が、正当な理由がなくその秘密を漏らしたときも、同項と同様とする。

第七十三条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第三号中「第二十四条」を「第二十三条の二、第二十四条」に改める。

第七十四条中「一」を「いずれかに」に改め、

同条第一号中「第八条」の下に「第八条の二第二項、第九条」を加え、「第十六号」を「第十一号」に改め、「から第四号まで」を削り、同条第二号中「若しくは第二十五条第一項若しくは第二項」を「若しくは第二十五条第一項から第四項まで」

に、「又は第二十五条第一項若しくは第二項を「又は同条第一項若しくは第三項」に、「当該官吏若しくは吏員」を「当該職員」に改める。

第七十六条中「一」を「いずれかに」に改める。

第二条 医療法の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「医師及び」を「医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者（以下「臨床研修修了医師」という。）及び」に改め、同条第二項中「又は医師」という。）及び」に改め、同条第二項中「又は医師」を「又は臨床研修修了医師」に改める。

第八条中「医師」を「臨床研修修了医師」に改める。

第十条第一項中「医師に、歯科医業を」臨床床研修修了医師に、歯科医業」に改め、同条第二項中「医師に、主として」を「臨床研修修了医師に、主として」に改める。

第三十五条第一項第二号中「（昭和二十三年法律第二百一十号）」を削る。

第三条 医療法の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「歯科医師を」臨床研修修了歯科医師に改める。

第三十五条第一項第二号中「（昭和二十三年法律第二百一十号）」を削る。

（医師法の一部改正）

第四条 医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二第二項を次のように改める。

第十六条の三 臨床研修を受けている医師は、臨床研修に専念し、その資質の向上を図るよう努めなければならない。

第十六条の四 並びに前条第一項及び第二項の報告を、第十六条の四第一項の医籍の登録並びに同条第二項の臨床研修修了登録証の交付、書換交付及び再交付に改め、第三章の二

同条を第十六条の六とし、第十六条の三の次に次の二条を加える。

第十六条の四 厚生労働大臣は、第十六条の二第一項の規定による臨床研修を修了した者について、その申請により、臨床研修を修了した旨を医籍に登録する。

二 厚生労働大臣は、前項の登録をしたときは、臨床研修修了登録証を交付する。

第十六条の五 前条第一項の登録を受けようとする者及び臨床研修修了登録証の書換交付又は再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手料を納めなければならない。

（歯科医師法の一部改正）

第五条 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二第二項を次のように改める。

診療に従事しようとする歯科医師は、一年以上、歯学若しくは医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（歯科医業を行わないものを除く。）又は厚生労働大臣の指定する病院若しくは診療所において、臨床研修を受けなければならない。

第十六条の三を次のように改める。

第十六条の四 臨床研修を受けている歯科医師は、臨床研修に専念し、その資質の向上を図るよう努めなければならない。

第十六条の四 並びに前条第一項及び第二項の報告を、第十六条の四第一項の歯科医籍の登録並びに同条第二項の臨床研修修了登録証の交付、書換交付及び再交付に改め、第三章の二同条を第十六条の六とし、第十六条の三の

次に次の二条を加える。

第十六条の四 厚生労働大臣は、第十六条の二第一項の規定による臨床研修を修了した者について、その申請により、臨床研修を修了した旨を歯科医籍に登録する。

2 厚生労働大臣は、前項の登録をしたときは、臨床研修修了登録証を交付する。

第十六条の五 前条第一項の登録を受けようとする者及び臨床研修修了登録証の書換交付又は再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手料を納めなければならない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二条、第四条並びに附則第八条から第十条まで及び第二十三条の規定 平成十六年四月一日

二 第三条、第五条並びに附則第十一条から第十三条まで及び第二十四条の規定 平成十八年四月一日

(病床の種別の変更に係る経過措置)

第一条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の医療法(以下「旧医療法」という。)第七条第一項の許可を受けて病院を開設している者(同条第二項に規定するその他の病床(以下「旧その他の病床」という。))を有する病院を開設している者に限る。は、この法律の施行の日から二年六月を経過する日までの間に、厚生労働省令で定めるところにより、当該病院の旧その他の病床について、第一条の規定による改正後の医療法(以下「新医療法」という。))第七条第二項第四号又は第五号に規定する病床の種別ごとの病床数その他の厚生労働省令で定める事項を届け出なければならない。

2 前項に規定する者については、同項の届出を

するまでの間、旧医療法第一条の五第三項及び第七条第二項療養型病床群及びその他の病床に係る部分に限る。の規定は、なおその効力を有する。

3 第一項に規定する者は、同項の届出をするまでの間、当該者が開設する病院の病床であつて次の各号に掲げるものについて、それぞれ当該各号に定める病床として新医療法第七条第一項の許可を受けたものとみなす。

一 旧医療法第七条第二項に規定する精神病床 新医療法第七条第二項第一号に規定する精神病床

二 旧医療法第七条第二項に規定する感染症病床 新医療法第七条第二項第二号に規定する感染症病床

三 旧医療法第七条第二項に規定する結核病床 新医療法第七条第二項第三号に規定する結核病床

四 旧その他の病床 経過の旧その他の病床(前項の規定によりなおその効力を有することとされた旧その他の病床をいう。第七項において同じ。)

五 旧医療法第一条の五第三項に規定する療養型病床群に係る病床 経過の旧療養型病床群(前項の規定によりなおその効力を有することとされた旧医療法第一条の五第三項に規定する療養型病床群をいう。))に係る病床

4 第一項に規定する者についての新医療法第二十一条第一項第一号の規定の適用については、同号中「当該病院の有する病床の種別に応じ、厚生労働省令で定める員数の医師、歯科医師、看護婦その他の従業者」とあるのは、「医療法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第

号。以下この項において「改正法」という。))附則第二条第三項第五号に規定する経過の旧療養型病床群(以下この項において「経過の旧療養型病床群」という。))を有しない病院にあつては、当該病院の有する病床の種別(改正法附則第二条第三項第四号に規定する経過の旧その他の病床

を含む。))に並び、厚生労働省令で定める員数の医師、歯科医師、看護婦その他の従業者(経過の旧療養型病床群を有する病院にあつては、厚生労働省令で定める員数の医師、歯科医師、看護婦、看護補助者その他の従業者」とする。

5 第一項の届出をした者は、当該届出に係る事項について新医療法第七条第二項の許可を受けたものとみなす。

6 第一項に規定する者(旧その他の病床のみを有する病院を開設している者に限る。))が、この法律の施行の日から二年六月を経過する日までの間に、同項の届出をしなかつたときは、当該者に係る新医療法第七条第一項の許可は取り消されたものとみなす。

7 第一項に規定する者(旧その他の病床のみを有する病院を開設している者を除く。))が、この法律の施行の日から二年六月を経過する日までの間に、同項の届出をしなかつたときは、当該者が開設する病院の病床のうち、経過の旧その他の病床以外の病床について、新医療法第七条第一項の許可を受けたものとみなす。

第三条 この法律の施行の際現に旧医療法第七条第一項の許可を受けて病院を開設している者(旧その他の病床を有する者を除く。))は、当該者が開設する病院の病床であつて同条第二項に規定する精神病床、感染症病床又は結核病床であるものについて、それぞれ新医療法第七条第二項第一号から第三号までに規定する精神病床、感染症病床又は結核病床として同条第二項の許可を受けたものとみなす。

第四条 この法律の施行の際現に旧医療法第七条第三項の許可を受けて診療所に旧医療法第一条の五第三項に規定する療養型病床群を設けている者は、当該療養型病床群に係る病床について、新医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床として同条第三項の許可を受けたものとみなす。

第五条 この法律の施行の日から二年六月を経過する日までの間は、新医療法第七条の二第一項

中「療養病床及び一般病床の数」とあるのは「医療法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第

号。以下この条において「改正法」という。))附則第二条第三項第四号に規定する経過の旧その他の病床(以下この条において「経過の旧その他の病床」という。))、療養病床及び一般病床の数」と、「同条第四項の厚生労働省令」とあるのは「改正法附則第七条第一項により読み替えて適用される第三十条の三第四項の厚生労働省令」と、「療養病床及び一般病床に係る基準病床数」とあるのは「経過の旧その他の病床、療養病床及び一般病床に係る基準病床数」とする。

(医療計画に係る経過措置)

第六条 この法律の施行前に旧医療法第三十条の三の規定により定められ、又は変更された医療計画は、新医療法第三十条の三の規定により定められ、又は変更されるまでの間は、同条の規定により定められ、又は変更された医療計画とみなす。

第七条 この法律の施行の日から二年六月を経過する日までの間は、新医療法第三十条の三第四項中「それぞれの病床の種別に応じ算定した数の合計数を基にした」とあるのは、「療養病床及び一般病床の総数に関する」とする。

2 この法律の施行の日から二年六月を経過した日以後政令で定める日までの間は、新医療法第三十条の三第四項中「それぞれの病床の種別に応じ算定した数の合計数を基にした」とあるのは、「療養病床及び一般病床の総数に関する」と

中「療養病床及び一般病床の数」とあるのは「医療法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第

号。以下この条において「改正法」という。))附則第二条第三項第四号に規定する経過の旧その他の病床(以下この条において「経過の旧その他の病床」という。))、療養病床及び一般病床の数」と、「同条第四項の厚生労働省令」とあるのは「改正法附則第七条第一項により読み替えて適用される第三十条の三第四項の厚生労働省令」と、「療養病床及び一般病床に係る基準病床数」とあるのは「経過の旧その他の病床、療養病床及び一般病床に係る基準病床数」とする。

する。

(臨床研修修了医師の登録に係る経過措置)

第八条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に医師免許を受けている者及び当該規定の施行前に医師免許の申請を行った者であつて当該規定の施行後に医師免許を受けたものは、第二条の規定による改正後の医療法及び第四条の規定による改正後の医師法の適用については、同法第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者とみなす。

(指定病院に係る経過措置)

第九条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に第四条の規定による改正前の医師法第十六条の二第一項の規定による指定を受けている病院は、第四条の規定による改正後の医師法第十六条の二第一項の規定による指定を受けている病院とみなす。

(診療所の開設の届出に係る経過措置)

第十条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行前に第二条の規定による改正前の医療法第八条の規定による届出をした医師は、第二条の規定による改正後の医療法第八条の規定による届出をしたものとみなす。

(臨床研修修了歯科医師の登録に係る経過措置)

第十一条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に歯科医師免許を受けている者及び当該規定の施行前に歯科医師免許の申請を行った者であつて当該規定の施行後に歯科医師免許を受けたものは、第三条の規定による改正後の医療法及び第五条の規定による改正後の歯科医師法の適用については、同法第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者とみなす。

(指定病院等に係る経過措置)

第十二条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第五条の規定による改正前の歯科医師法第十六条の二第一項の規定による指定を受けている病院又は診療所は、第五条の規定による改正後の歯科医師法第十六条の二第一項の規定による指定を受けている病院又は診療所とみなす。

す。

(診療所の開設の届出に係る経過措置)

第十三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に第三条の規定による改正前の医療法第八条の規定による届出をした歯科医師は、第三条の規定による改正後の医療法第八条の規定による届出をしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(健康保険法の一部改正)

第十六条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第四十三条第四項中「療養型病床群等」を「療養病床等」に改める。

第四十三条第三項第二項中「第一条の五第三項」を「第七条第二項第四号」に、「療養型病床群(本項に於て単二療養型病床群ト称ス)」を「療養病床」に、「同法第七条第二項」を「同項」に改め、「診療所ニ設置スル療養型病床群ニ係ル病床ニ付テハ同項ニ規定スル其ノ他ノ病床ト看做ス」を削り、同条第四項第一号中「若ハ第一号の二を削り、同項第二号中「必要病床数」を「基準病床数」に改める。

(船員保険法等の一部改正)

第十七条 次に掲げる法律の規定中「療養型病床群等」を「療養病床等」に改める。

一 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第二十八條第七項

二 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第五十四條第三項

三 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十六條第四項

四 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)第五十六條第三項

五 老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第二十五條第六項

(租税特別措置法の一部改正)

第十八条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条の三第一項中「第一条の五第三項」を「第七条第二項第四号」に、「療養型病床群に収容された」を「療養病床に入院する」に改める。

第四十五条の二第三項第二号中「療養型病床群等」を「療養病床等(同項の療養病床以外の病院の病床に係る部分に限る)」に、「収容された」を「入院する」に改め、同項第三号中「第一条の五第三項」を「第七条第二項第四号」に、「療養型病床群に収容された」を「療養病床に入院する」に改める。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 前条の規定による改正後の租税特別措置法第十二条の三第一項又は第四十五条の二第三項の規定は、個人又は法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この条において同じ。)が新医療法の施行の日以後に取得又は建設をするこれらの規定に規定する特定医療用建物について適用し、個人又は法人が同日前に取得又は建設をした前条の規定による改正前の租税特別措置法第十二条の三第一項又は第四十五条の二第三項に規定する特定医療用建物については、なお従前の例による。

(看護婦等の人材確保の促進に関する法律の一部改正)

第二十条 看護婦等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「又は第一号の二を削る。

(介護保険法の一部改正)

第二十一条 介護保険法(平成九年法律第二百二十

三号)の一部を次のように改正する。

第七條第二十三項中「療養型病床群等」を「療養病床等」に、「第一条の五第三項に規定する療養型病床群(その全部又は一部について専ら要介護者を入院させるものに限る。）」又は同法第二十一条第一項ただし書の都道府県知事の許可を受けた病院その他のこれに準ずる病院であつて政令で定めるもの」を「第七条第二項第四号に規定する療養病床のうち要介護者の心身の特性に応じた適切な看護が行われるものとして政令で定めるもの又は療養病床以外の病院」に改め、「(当該療養型病床群のうちその一部について専ら要介護者を入院させるものにあつては、当該専ら要介護者を入院させる部分に限る。以下同じ。）」を削る。

第二百五条中「医療法」の下に「第八条の二第二項及び」を加える。

第二百七條第一項、第二項及び第四項、第二百八條第一項並びに第二百八條第二項第一号中「療養型病床群等」を「療養病床等」に改める。

第二百九條第三号中「医療法」の下に「第八条の二第二項及び」を加える。

(介護保険法の一部改正に伴う経過措置)

第二十二條 この法律の施行の日から二年六月を経過する日までの間は、介護保険法第七條第二十三項(介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号)第十条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)中「療養病床のうち要介護者の心身の特性に応じた適切な看護が行われるものとして政令で定めるもの」とあるのは「療養病床のうち要介護者の心身の特性に応じた適切な看護が行われるもの」として政令で定めるもの若しくは医療法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第 号)附則第二条第三項第五号に規定する経過的旧療養型病床群(その全部又は一部について専ら要介護者を入院させるものに限る。）」とし、「当該療養病床等」とあるのは「当該療養病床等(当該経過的旧療養型病床群のうちその一部について専ら要介護者を入院さ

せるものにあつては、当該専ら要介護者を入院させる部分に限る。以下同じ。」とする。

(沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第二十三条 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第百条第六項中「及び第二項中「医師及び歯科医師」とあり、同法第八条 第十二条第二項、第十五条第一項及び第七十二条第一項中「医師、歯科医師」とあり、同法第十条中「医師」とあり」を「中「医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者(以下「臨床研修修了医師」という。)及び歯科医師」とあり、同条第二項中「臨床研修修了医師及び歯科医師」とあり、同法第八条中「臨床研修修了医師、歯科医師」とあり、同法第十条中「臨床研修修了医師」とあり、同法第十二条第二項、第十五条第一項及び第七十二条第一項中「医師、歯科医師」とあり」に改める。

第百一条第三項中「行なう」を「行う」に、「医師」を「臨床研修修了医師」に改める。

第二十四条 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第百条第六項中「及び歯科医師」を「及び歯科医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者(以下「臨床研修修了歯科医師」という。)」に、「臨床研修修了医師及び歯科医師」を「臨床研修修了医師及び臨床研修修了歯科医師」に、「臨床研修修了医師、歯科医師」を「臨床研修修了医師、臨床研修修了歯科医師」に改める。

第百一条第三項中「歯科医師」を「臨床研修修了歯科医師」に改める。

理 由

高齢化に伴う疾病構造の変化、医療の高度化及び専門化並びに医療に関する情報提供についての国民の需要に応じ、良質かつ適切な医療を効率的

に提供する体制の整備を図るため、病床の種別を見直し、病床の種別に応じて適正な医療が提供されるための措置を講ずるとともに、休止医療機関等の適正化のための措置を講じ、医療機関が広告できる事項を追加するほか、医師及び歯科医師の臨床研修を必修化し、臨床研修の修了を病院又は診療所の管理者となるための要件とする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十二年十月二十三日印刷

平成十二年十月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局